

鶴ヶ島市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年2月15日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 鶴ヶ島市立藤小学校
- (2) 鶴ヶ島市立藤中学校

4 監査の着眼点

令和5年度（4月から12月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査対象各学校

日程：令和6年2月14日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 鶴ヶ島市立藤小学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

進んで学ぶ子 思いやりのある子 最後までがんばる子

(イ) 目指す学校像

一人一人が輝き笑顔があふれ、夢と自信と誇りを育てる学校

(ウ) 教職員数及び児童数（令和5年度学校基本調査）

教職員30人、児童449人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に管理されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 鶴ヶ島市立藤中学校

ア 学校の概要

(ア) 学校教育目標

ともに学び、未来を拓く たくましい生徒の育成

(イ) 目指す学校像

- ・授業・行事・部活動を柱に学ぶ喜びのある学校
- ・場にふさわしい規律のある学校
- ・学習環境が整い、清潔で安全な学校
- ・家庭・地域と連携協力し、生徒を育てる学校

(ウ) 教職員数及び児童数（令和5年度学校基本調査）

教職員34人、生徒529人

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に管理されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。